

健全化判断比率等の概要

1. 制度の目的

地方公共団体の財政の健全化に関する比率を算定・公表し、その比率に応じて財政の健全化を図るための計画を策定する制度で、早期に自主的な改善努力等により財政の健全化を進めるための制度です。

2. 健全化判断比率等

実質赤字比率など4つの健全化判断比率と公営企業の資金不足比率について、監査委員の審査を受け、その意見を付して議会に報告し、公表することとされています。

指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画等の策定は平成20年度決算から適用されます。

(1) 実質赤字比率

一般会計等（本村においては、一般会計に住宅新築資金等貸付特別会計及び学校給食事業特別会計を加えたもの）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。歳入不足のため、翌年度の歳入を繰り上げて使用する場合などが「実質赤字」に該当します。

(2) 連結実質赤字比率

一般会計等に加えて、公営企業や国民健康保険特別会計などすべての会計を対象とした実質赤字（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率です。

(3) 実質公債費比率

借入金の返済やこれに準ずる経費（下水道など公営企業債の返済に充てた繰出金や消防・ごみ処理など一部事務組合の借入金返済にかかる負担金など）の標準財政規模に対する比率です。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（地方債の残高、公営企業債返済のための繰出見込額、退職手当負担見込額など）の標準財政規模に対する比率です。

(5) 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模（料金収入等）に対する比率です。

参考：標準財政規模とは

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる、税収入や地方譲与税などの税外収入に普通交付税を加えた一般財源の規模を示すもの。健全化判断比率の算定においては、この標準財政規模に臨時財政対策債発行可能額を加えたものを使用します。

3. 早期健全化基準と財政再生基準

地方公共団体は、4つの健全化判断比率それぞれに定められた「早期健全化基準」「財政再生基準」により、「健全段階」「早期健全化段階（早期健全化団体）」「再生段階（再生団体）」に区分されます。4つの健全化判断比率のうち一つでも早期健全化基準を超えた団体は早期健全化団体となります。再生団体についても同様です。

また、公営企業ごとの資金不足比率においては、経営健全化基準（早期健全化基準に相当する基準）が定められています。

| 早期健全化段階 | 再生段階 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●自主的な改善努力による財政健全化 ・財政健全化計画の策定（議会の議決） ・外部監査の要求の義務づけ ・実施状況を毎年度議会に報告し、公表 | <ul style="list-style-type: none"> ●国等の関与による確実な再生 ・財政再生計画の策定（議会の議決） ・外部監査の要求の義務づけ ・財政再生計画について国の同意手続 ・地方債の制限 |

| 区 分 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|--------------|---------|--------|
| (1) 実質赤字比率 | 15% | 20% |
| (2) 連結実質赤字比率 | 20% | 30% |
| (3) 実質公債費比率 | 25% | 35% |
| (4) 将来負担比率 | 350% | — |

※ それぞれの団体の財政規模に応じて「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」における早期健全化基準は、変化します。上の表は、榛東村の場合です。

※ 将来負担比率については、財政再生基準が設定されていないため、「—」と表示しています。

| 公営企業の経営の健全化 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・経営健全化計画の策定（議会の議決） ・外部監査の要求の義務づけ ・実施状況を毎年度議会に報告し、公表 |

| 区 分 | 経営健全化基準 |
|------------|---------|
| (5) 資金不足比率 | 20% |